

第42号議案 長崎市営住宅条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市営住宅条例の改正について .....	1～6
2 長崎市営住宅条例新旧対照表 .....	7～13

まちづくり部

平成30年2月



## 1. 長崎市営住宅条例の改正について

### (1) 改正の理由

公営住宅法が次のとおり改正されたことに伴い、長崎市営住宅条例の収入申告義務及び入居収入基準について関係条文を整理するもの。

[改正点]

- ①認知症等である入居者の収入申告義務が緩和されたこと。
- ②入居収入基準を条例で設定できるようになったこと。

### (2) 改正の内容

#### ①認知症等である入居者の収入申告義務の緩和について

##### ア. 現状

公営住宅の家賃は、条例に基づき、毎年度、入居者に収入申告を義務付け、これをもとに算定しているが、収入申告書が提出されないときは、近傍同種の家賃(※)としている。

たとえ、入居者が認知症等により収入の申告をすることが困難な場合であっても、収入申告書が提出されないと近傍同種の家賃としている。

##### イ. 公営住宅法の改正

自ら収入申告ができない認知症等の入居者の不利益を解消するため、入居者の収入について事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できるよう改正された。

##### ウ. 長崎市の対応

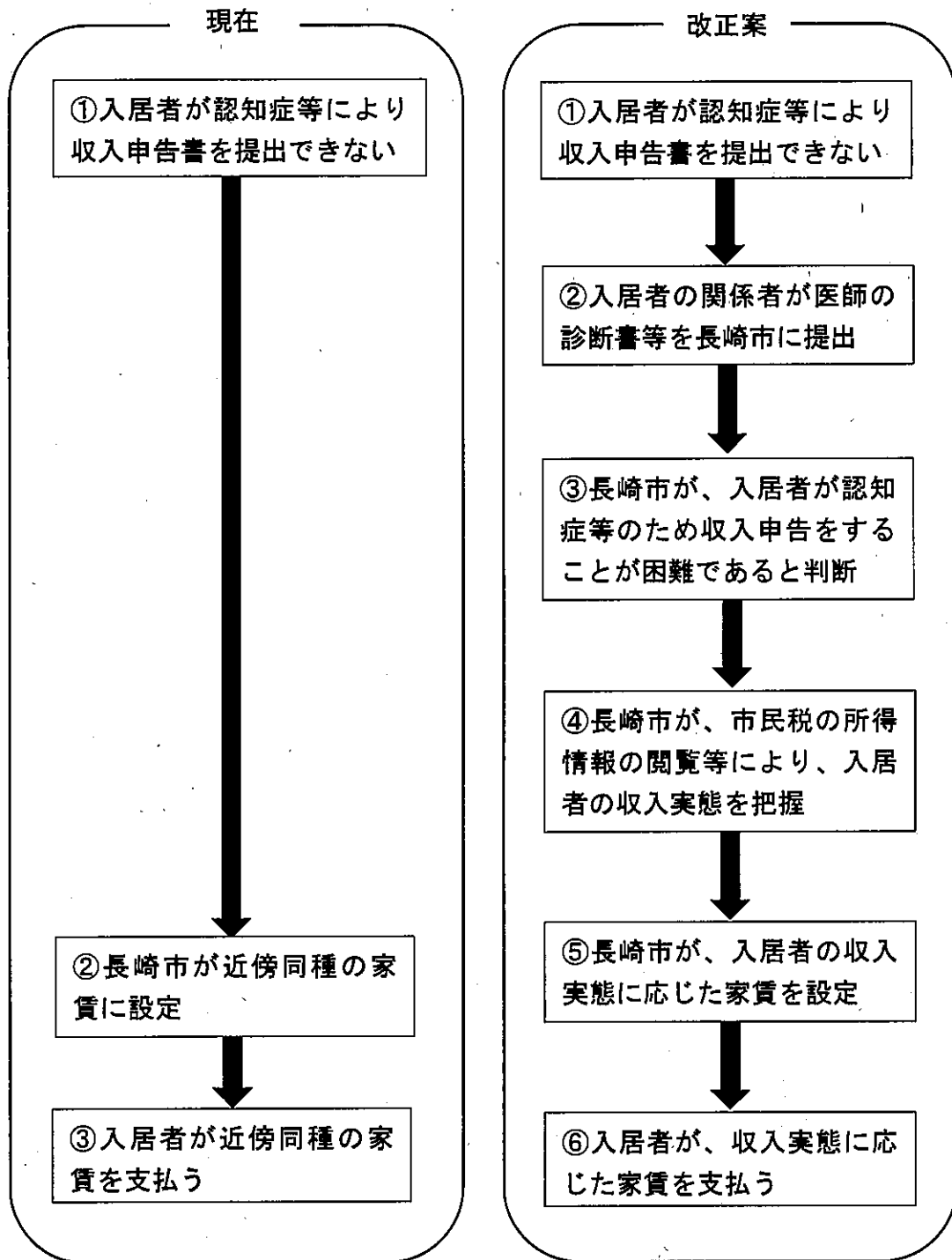
長崎市においても法制度改正の趣旨を踏まえ、認知症等である入居者の家賃を、本来負担すべき、収入実態に応じた家賃とするために、条例を改正する。

##### エ. 改正の内容

認知症等である入居者が収入申告をすることが困難な事情があると認められるときは、長崎市において市民税の所得情報の閲覧等により収入状況を把握して、入居者の収入実態に応じた家賃とする。

※近傍同種の家賃・・・近傍の民間賃貸住宅とほぼ同程度になるよう算定される家賃

[フロー図]



## ②入居収入基準の改正について

### ア. 公営住宅法の改正

これまで、国が一律に決めていた収入基準を、低額所得者の居住の安定を図るため、地域の実情にあった基準に設定できるよう改正された。

### イ. 法令改正の経過と本市の現在の収入基準

ランク	所得月額	H9公営住宅法改正		H19公営住宅法施行令改正		本市の現在の基準額	
		一般世帯	・高齢者 ・障害者 ・子育て世帯 等	一般世帯	・高齢者 ・障害者 ・子育て世帯 等	一般世帯	・高齢者 ・障害者 ・子育て世帯 等
	487,000 ～	高額所得者 (397,000円)	高額所得者 (397,000円)	高額所得者 (313,000円)	高額所得者 (313,000円)	高額所得者 (313,000円)	高額所得者 (313,000円)
⑧	313,000 ～	収入超過者 (200,000円)	収入超過者 (268,000円)	収入超過者 (313,000円)	収入超過者 (313,000円)	収入超過者 (158,000円)	収入超過者 (313,000円)
⑦	259,000 ～			収入超過者 (214,000円)	収入超過者 (214,000円)		収入超過者 (214,000円)
⑥	214,000 ～			収入超過者 (158,000円)	収入超過者 (158,000円)		収入超過者 (158,000円)
⑤	186,000 ～			収入超過者 (104,000円)	収入超過者 (104,000円)		収入超過者 (104,000円)
④	158,000 ～	入居可能		入居可能		入居可能	
③	139,000 ～	入居可能		入居可能		入居可能	
②	123,000 ～	入居可能		入居可能		入居可能	
①	104,000 ～	入居可能		入居可能		入居可能	

#### ●公営住宅に入居可能な者について

一般世帯では民間市場において賃貸住宅を確保できない者、高齢者・障害者・子育て世帯等では、民間市場において中古マンションを購入できない者とされる。

#### ●収入超過者について

公営住宅に3年以上入居し、収入超過者となる収入基準を超える収入のある者。

一般世帯では民間市場において賃貸住宅を確保できる収入のある者とされ、高齢者・障害者・子育て世帯等では、民間市場において中古マンションを購入できる収入のある者とされる。

#### ●高額所得者について

公営住宅に5年以上入居し、継続して2年以上高額所得者の収入基準を超える収入のある者。

民間市場において新築住宅を購入できる収入のある者とされる。

## ウ. 改正の内容

新規入居者の収入基準				ランク	所得月額	現在入居者の明渡収入基準			
現在		改正案				現在		改正案	
一般世帯	・高齢者 ・障害者 ・子育て世帯	一般世帯	・高齢者 ・障害者 ・子育て世帯			一般世帯	・高齢者 ・障害者 ・子育て世帯	一般世帯	・高齢者 ・障害者 ・子育て世帯
入居できない		入居できない			487,000 ～	高額所得者		高額所得者	
				⑧	313,000 ～	収入超過者	(313,000円)	収入超過者	(259,000円)
				⑦	259,000 ～				
				⑥	214,000 ～				
	(214,000円)		(186,000円)	⑤	186,000 ～		(214,000円)		(186,000円)
				④	158,000 ～				
	(158,000円)		(139,000円)	③	139,000 ～		(158,000円)		(139,000円)
入居可能		入居可能		②	123,000 ～				
				①	104,000 ～				

【参考 1】 所得月額ごとの年間総収入の試算値（※夫婦と子ども 1 名での試算）

所得月額	年間総収入の試算値
139,000円	約390万円
186,000円	約450万円
259,000円	約560万円

【参考 2】 改正案の算定内容

### a 一般世帯の収入超過者

	算定内容 ※は出典	算定結果
(a)	長崎市において「必要とされる居住面積」を満たしていない世帯の平均世帯人数 ※総務省「H25 住宅・土地統計調査」	3.41 人
(b)	(a)の世帯人数の世帯の「必要とされる居住面積」 ※全国版住生活基本計画	44.1 m <sup>2</sup>
(c)	長崎市における民間賃貸住宅の 1 m <sup>2</sup> あたり平均月額家賃 ※総務省「小売物価統計調査」	1,272 円/m <sup>2</sup> ・月
(d)	長崎市における平均世帯の支出額に占める家賃の割合 ※長崎県「消費者物価指数の動向」	0.18
(e)	(b)～(d)を使用し、必要最低限の居住面積を有する民間借家を確認するため必要となる年間世帯収入を算出	3,739,680 円/年
(f)	(e)の年間世帯収入がある世帯が公営住宅に入居する場合の所得月額を、公営住宅法に基づく算定式により算出	127,750 円/月
(g)	国が定めた収入ランクの中で (f) で得られた所得月額が該当するランク③の上限値を基準額とする。	139,000 円

b 高齢者・障害者・子育て世帯等の収入超過者

	算定内容 ※は出典	算定結果
(a)	長崎市における中古マンションの平均販売価格 ※WEB・住宅情報誌から昭和57年以降の建築物を抽出	1,679万円
(b)	(a)の中古マンションを購入する場合のローン月額を算出	69,622円/月
(c)	長崎市の平均世帯におけるローン負担率 ※長崎県「消費者物価指数の動向」	0.20
(d)	(b)、(c)を使用し、中古マンションを購入することができる年間世帯収入を算出	4,177,320円/年
(e)	(d)の年間世帯収入がある世帯が公営住宅に入居する場合の所得月額を、公営住宅法に基づく算定式により算出	177,667円/月
(f)	国が定めた収入ランクの中で(e)で得られた所得月額が該当するランク⑤の上限値を基準額とする。	186,000円

c 高額所得者

	算定内容 ※は出典	算定結果
(a)	長崎市における新築住宅の平均販売価格 ※WEB・住宅情報誌から抽出	2,828万円
(b)	(a)で求めた新築住宅を購入する場合のローン月額を算出	90,947円/月
(c)	長崎市の平均世帯におけるローン負担率 ※長崎県「消費者物価指数の動向」	0.20
(d)	(b)、(c)を使用し、新築住宅を購入することができる年間世帯収入を算出	5,456,820円/年
(e)	(d)の年間世帯収入がある世帯が公営住宅に入居する場合の所得月額を、公営住宅法に基づく算定式により算出	253,817円/月
(f)	国が定めた収入ランクの中で(e)で得られた所得月額が該当するランク⑦の上限値を基準額とする。	259,000円

エ. 改正の対象世帯と改正後の対象世帯

	現在		改正後	
	対象世帯数	全入居戸数に占める割合	対象世帯数	全入居戸数に占める割合
高額所得者	約120戸	約1.5%	約280戸	約3.5%
収入超過者	約570戸	約7.2%	約630戸	約7.9%

オ. 対象者への対応について

〔収入超過者に対する対応〕

収入超過者となつてからの期間に応じ段階的に割増賃料が加算され、明渡し努力義務が生じる。

〔高額所得者に対する対応〕

近傍同種の家賃が課され、明渡し義務が生じる。長崎市の明渡し請求に応じないときは明渡し訴訟を提訴することも可能。

長崎市では、各世帯の状況を十分に聴き取り、特段の事情がない者に対しては入居者の自主的な明け渡しを促しており、明渡し訴訟の実績はない。

カ. 対象者への支援について

- ・ 特定公共賃貸住宅への入居のあつせん
- ・ 住宅セーフティネット法による登録住宅のあつせん
- ・ 居住支援協議会から空き物件の情報収集と対象者への情報提供



## 2. 長崎市営住宅条例新旧対照表

旧	新
○長崎市営住宅条例	○長崎市営住宅条例
平成9年9月30日 条例第25号	平成9年9月30日 条例第25号
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (省略)
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次項及び次条第2項において「高齢者等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。	第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次項及び次条第2項において「高齢者等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。
(1) (省略)	(1) (省略)
(2) その者の収入が次のアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからエまでに掲げる金額を超えないこと。	(2) その者の収入が次のアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからエまでに掲げる金額を超えないこと。
ア 公営住宅が、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(第7条第3項において「過疎地域」という。)に設置するものである場合 259,000円	ア 公営住宅が、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(第7条第3項において「過疎地域」という。)に設置するものである場合 259,000円
イ 入居者が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 214,000円	イ 入居者が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 186,000円
(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のaからcまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該aからcまでに定める程度であるものがある場合	(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のaからcまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該aからcまでに定める程度であるものがある場合
a 身体障害 次項第2号アに規定する程度	a 身体障害 次項第2号アに規定する程度
b 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級の障害に該当する程度	b 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級の障害に該当する程度
c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度	c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
(イ) 入居者又は同居者に次項第3号、第4号、第6号又	(イ) 入居者又は同居者に次項第3号、第4号、第6号又

は第7号のいずれかに該当する者がある場合

(ウ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(エ) 現に同居者に義務教育を終了する日までの間にある者がある場合

ウ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円)

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000

円

(3)～(5) (省略)

2～3 (省略)

第7条～第13条 (省略)

(入居の承継)

第14条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の引き続き当該公営住宅に居住を希望する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は第7号のいずれかに該当する者がある場合

(ウ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(エ) 現に同居者に義務教育を終了する日までの間にある者がある場合

ウ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円)

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 139,000

円

(3)～(5) (省略)

2～3 (省略)

第7条～第13条 (省略)

(入居の承継)

第14条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認を得ようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たないとき(当該承認を得ようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。)

(2) 当該承認を得ようとする者に係る当該承認の後における収入が第29条第2項各号に規定する金額を超えるとき。

(3) 当該入居者が第42条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。

3 市長は、第1項の承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情によりその者を引

## 第2節 家賃等

### (家賃の決定)

第15条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項及び第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

## 2～3 (省略)

### (収入の申告等)

第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

## 4～5 (省略)

第17条～第28条 (省略)

### 第4節 収入超過者等

#### (収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が、第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き3

き続き公営住宅に居住させる必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該承認をすることができる。

## 第2節 家賃等

### (家賃の決定)

第15条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項及び第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)において、第36条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

## 2～3 (省略)

### (収入の申告等)

第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者が公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告(同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入)に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

## 4～5 (省略)

第17条～第28条 (省略)

### 第4節 収入超過者等

#### (収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が、第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き3

年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

- 2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

(新設)

(新設)

(新設)

- 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

#### 第30条 (省略)

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 (省略)

年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

- 2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

(1) 第6条第1項第2号ア又はウに該当する場合 313,000円

(2) 第6条第1項第2号イ又はエに該当する場合 259,000円

- 3 入居者に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の収入の計算において入居者の所得金額(令第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下この項において同じ。)に合算する当該同居者の所得金額は、124万8,000円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。

- 4 入居者は、第1項又は第2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

#### 第30条 (省略)

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第16条第1項ただし書に規定する場合にあつては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。

3 (省略)

第32条～第49条 (省略)

(改良住宅の管理)

第50条 改良住宅の管理については、次条から第54条までに定めるもののほか、第9条第1項及び第2項、第12条から第14条まで、第16条から第30条まで、第32条、第34条から第40条まで、第42条第1項(第7号を除く。)から第4項まで並びに第43条から第49条までの規定を準用する。

- 2 前項の規定により第13条の規定を準用する場合には、同条第2項第1号中「第6条第1項第2号」とあるのは「第6条第1項第2号について第51条第3項の規定により読み替えられる金額」と読み替えるものとする。

(新設)

- 3 第1項の規定により第29条の規定を準用する場合には、同条第1項中「第6条第1項第2号」とあるのは「第6条第1項第2号について第51条第3項の規定により読み替えられる金額」と読み替えるほか、技術的読替えは、市長が別に定める。

(入居者の資格等)

第51条 改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもののうち、第6条第1項第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

2 (省略)

- 3 前項の規定により第6条の規定を準用する場合には、同条第1項第2号中「アからエまで」とあるのは「ア、イ又はエ」と、「259,000円」と

第32条～第49条 (省略)

(改良住宅の管理)

第50条 改良住宅の管理については、次条から第54条までに定めるもののほか、第9条第1項及び第2項、第12条から第14条まで、第16条(第1項ただし書を除く。)から第30条まで、第32条、第34条から第40条まで、第42条第1項(第7号を除く。)から第4項まで並びに第43条から第49条までの規定を準用する。

- 2 前項の規定により第13条の規定を準用する場合には、同条第2項第1号中「第6条第1項第2号」とあるのは「第6条第1項第2号について第51条第3項の規定により読み替えられる金額」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により第16条の規定を準用する場合には、同条第3項中「収入の申告(同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入)」とあるのは「収入の申告」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定により第29条の規定を準用する場合には、同条第1項中「第6条第1項第2号」とあるのは「第6条第1項第2号について第51条第3項の規定により読み替えられる金額」と読み替えるほか、技術的読替えは、市長が別に定める。

(入居者の資格等)

第51条 改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもののうち、第6条第1項第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

2 (省略)

- 3 前項の規定により第6条の規定を準用する場合には、同条第1項第2号中「アからエまで」とあるのは「ア、イ又はエ」と、「259,000円」と

あるのは「158,000円」と、「214,000円」とあるのは「139,000円」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

4 (省略)

第52条～第54条 (省略)

(再開発住宅等の管理)

第55条 再開発住宅及びコミュニティ住宅（以下この節において「再開発住宅等」という。）の管理については、次条から第59条までに定めるもののほか、第9条第1項及び第2項、第12条から第14条まで、第16条から第30条まで、第32条、第34条から第40条まで並びに第42条第1項（第7号を除く。）、第2項及び第4項の規定を準用する。

2 (省略)

(新設)

3 第1項の規定により第29条の規定を準用する場合においては、同条第1項中「第6条第1項第2号」とあるのは「第6条第1項第2号について第56条第4項の規定により読み替えられる金額」と読み替えるほか、技術的読替えは、市長が別に定める。

第56条～第65条 (省略)

(単独住宅の管理)

第65条の2 単独住宅の管理については、次条及び第65条の4に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条から第14条まで、第16条から第28条の2まで、第42条第1項（第7号を除く。）から第4項まで並びに第43条から第49条までの規定を準用する。ただし、

あるのは「158,000円」と、「186,000円」とあるのは「139,000円」と、「139,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

4 (省略)

第52条～第54条 (省略)

(再開発住宅等の管理)

第55条 再開発住宅及びコミュニティ住宅（以下この節において「再開発住宅等」という。）の管理については、次条から第59条までに定めるもののほか、第9条第1項及び第2項、第12条から第14条まで、第16条（第1項ただし書を除く。）から第30条まで、第32条、第34条から第40条まで並びに第42条第1項（第7号を除く。）、第2項及び第4項の規定を準用する。

2 (省略)

3 第1項の規定により第16条の規定を準用する場合においては、同条第3項中「収入の申告（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入）」とあるのは「収入の申告」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により第29条の規定を準用する場合においては、同条第1項中「第6条第1項第2号」とあるのは「第6条第1項第2号について第56条第4項の規定により読み替えられる金額」と読み替えるほか、技術的読替えは、市長が別に定める。

第56条～第65条 (省略)

(単独住宅の管理)

第65条の2 単独住宅の管理については、次条及び第65条の4に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条から第14条まで、第16条（第1項ただし書を除く。）から第28条の2まで、第42条第1項（第7号を除く。）から第4項まで並びに第43条から第49条までの規

第16条の規定は、市長が別に定める単独住宅の管理については、これを準用しない。

(新設)

- 2 前項の規定により第49条の規定を準用する場合には、同条中「第28条の2まで及び第37条」とあるのは「第28条の2まで」と読み替えるものとする。

第65条の3～第80条 (省略)

(新設)

別表(第3条関係) (省略)

定を準用する。ただし、第16条の規定は、市長が別に定める単独住宅の管理については、これを準用しない。

- 2 前項の規定により第16条の規定を準用する場合には、同条第3項中「収入の申告(同項ただし書に規定する場合には、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入)」とあるのは「収入の申告」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により第49条の規定を準用する場合には、同条中「第28条の2まで及び第37条」とあるのは「第28条の2まで」と読み替えるものとする。

第65条の3～第80条 (省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市営住宅条例(以下「新条例」という。)第6条第1項第2号、第14条及び第51条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申込み及び入居の承継の承認を得ようとする者について適用し、同日前に入居の申込みをした者及び入居の承継の承認を得ようとした者については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条第3項の規定は、平成30年4月以後の月分の家賃に係る収入の額の認定について適用する。

別表(第3条関係) (省略)